

新市建設計画

平成 16 年 11 月

岐阜市・柳津町合併協議会

平成 27 年 12 月変更

岐阜市

目 次

第1章 序論.....	1
1. 合併の必要性.....	1
(1) 中央集権型行政システムから地方分権型システムへの転換.....	1
(2) 厳しい財政状況への対応.....	1
(3) 人口の減少と少子・高齢社会への対応.....	1
(4) 日常生活圏の広がり.....	2
(5) 広域的な行政需要の増大と多様化・高度化する行政需要への対応.....	2
(6) 自立した力強い地域の形成.....	2
2. 計画策定の方針.....	3
(1) 計画の趣旨.....	3
(2) 住民意向の把握.....	3
(3) 計画の構成.....	3
(4) 計画の期間.....	3
第2章 新市の概況.....	4
1. 位置、地勢、面積.....	4
2. 人口.....	4
3. 産業.....	6
4. 土地利用.....	9
第3章 主要指標の見通し.....	10
1. 人口及び世帯数の推計.....	10
2. 目標人口.....	11
第4章 まちづくりの基本方針.....	12
1. 新市の将来像.....	12
2. 新市の将来像を実現するための基本目標.....	12
3. 新しい行政システムの構築.....	13
4. 新市における地域核としての拠点整備方針.....	15
第5章 まちづくりのための施策.....	18
1. 施策の体系.....	18
2. 新市の最重点施策.....	19
3. 新市の施策.....	21
(1) 市民協働による誇りと愛着を持てるまち.....	21
(2) 安全、安心、快適で人にやさしいまち.....	22
(3) 未来を担う人を、地域が育むまち.....	24
(4) 豊かな人・物・情報があふれ、にぎわいと交流を育むまち.....	26
(5) 水と緑と共に、未来に向かって持続するまち.....	29
(6) 個性ある伝統と文化が息づく地域の連合したまち.....	30
第6章 公共施設の統合整備.....	34
第7章 新市における県事業の推進.....	35
第8章 財政計画.....	37

第1章 序論

1. 合併の必要性

(1) 中央集権型行政システムから地方分権型システムへの転換

わが国の地方行政は、戦後、中央集権的なシステムの構築により、全国的な統一性や公平性を重視した均衡ある発展を図ってきました。その後、近年の地方分権一括法施行により、地域の文化や住民の視点に立った多様性のある地域社会をつくり出す行政システムへの転換が図られました。言い換えれば、都市間競争の時代への転換です。

このような時代の中で、住民に最も身近な基礎自治体である市町村は、地域の総合的な行政主体として、住民との協働による魅力あるまちづくりをはじめ、福祉や教育、環境、防災など、住民に身近な事務を自らの力で処理するとともに、高度化する行政事務を的確かつ迅速に処理していくため、専門的な知識や技能を備えた職員集団を組織化し、事務事業の適時適切な処理をしていくために十分な権限とこれを支える財政基盤を確立することが必要です。

このため、岐阜市・柳津町合併協議会の構成市町である岐阜市、柳津町（以下「構成市町」といいます。）は、まず中核市として体制を充実させ、さらに現行制度上最も権限と財源が大きい都市形態である政令指定都市をめざす必要があります。

(2) 厳しい財政状況への対応

バブル経済の崩壊とそれに続く景気の長期低迷により、税収をはじめ歳入の伸びが見られず、地方財政は非常に厳しい状況にあり、構成市町も例外ではありません。こうした中、大きく変化する社会経済情勢に適切に対処し、一定水準の行政サービスを提供していくためには、簡素で効率的な行政体制の実現や財政基盤の強化を図る必要があります、合併は、そのための有効な方策となり得ます。

しかし、合併さえすれば、財政が健全化するというのではなく、「最少の経費で最大の効果を挙げる」自治体の大前提に立ち返り、合併後においても行財政改革を進めていかなければなりません。

(3) 人口の減少と少子・高齢社会への対応

わが国の人口は平成12年の国勢調査によれば1億2,693万人でした。50年後にはこれが1億人になるといわれています。また、65歳以上の人口割合（高齢化率）は平成12年の17.4%から平成26年には25%台に達し、わが国人口の4人に1人が65歳以上となり、さらに50年後には35%を超え、2.8人に1人が65歳以上人口になるといわれています。

構成市町の人口については国と同様の傾向が予測されており、平成12年には415,085人でしたが、平成27年はおよそ39万人と推計されています。高齢化率については、平成12年の段階で17.5%と国の17.4%を既に上回っており、平成27年には国の26.0%に対して27.4%に達するなど、国の水準を上回る高齢化が進展すると推計されます。このままの状態では地域活力の低下は避けられないため、一体となって少子化対策、雇用

機会の創出などに取り組む必要があります。

(4) 日常生活圏の広がり

構成市町は、交通手段の発達、道路整備の進展等から、通勤・通学をはじめ、医療、買物行動、レクリエーション等、相互依存の関係が高まっています。こうした中、地域住民は、日ごろ市町の境界を意識せずに生活しているのが現状です。このため、日常生活圏と行政の区域を一致させて、一体的・総合的なまちづくりを進め、住民の利便性を向上させる必要があります。

(5) 広域的な行政需要の増大と多様化・高度化する行政需要への対応

日常生活圏の広域化に伴い、幹線道路の整備、ごみ処理など、単独の市町だけでは対応することが困難な行政需要が次々と生じています。また、情報化や国際化の進展などによる新たな行政課題や福祉、環境対策などの分野において高度な専門性の要求が高まっています。このため、構成市町は一体的かつ計画的に行政を推進し、広域的かつ効率的なまちづくりを進めるとともに、保健・福祉、環境など住民に身近な行政サービスの充実を図る必要があります。

(6) 自立した力強い地域の形成

近年の社会経済情勢の変化により、人口や産業の伸び悩みなど地域の基礎的な活力が停滞しつつあり、これが都市の財政基盤や住民の雇用確保にも影響を及ぼしています。構成市町は一体となって既存産業の高度化、新産業の創造、産学連携の推進などに対して思い切った施策を展開することにより、産業を振興し、地域間交流を促し、自立した力強い地域を形成する必要があります。

以上のような時代の要請や行政課題の現状からすると、構成市町は、合併することにより、ひとまず中核市としての行政体制と財政基盤に合流し、都市内分権などにより構成市町の持っている伝統、文化やまちづくりの歩みを尊重した個性と多様性に富んだ都市の実現と自立した力強い地域の形成により、魅力あるまちづくりを進め、都市間競争に立ち向かう必要があります。

また、合併はあくまでも手段であり、目的ではありません。大切なのは合併して将来どのようなまちを築き上げるのかということであり、このことを常に考える必要があります。

2. 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

新市建設計画は、「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」第5条に基づき、合併協議会が作成するものです。編入合併の場合には、少なくとも編入される区域についてその区域が合併後において果たす役割や合併後における位置付けなどを定めることとされており、編入合併の先行事例においても編入される区域についての計画となっている例が多く見られます。

本合併協議会では、合併の方式は編入合併とするものの、限りなく新設に近い合併とするよう配慮することが合意されています。そのため、本計画は、編入合併の例によりつつ、岐阜市・柳津町の1市1町の合併後の新市のまちづくりの基本方針を定め、これに基づく計画を策定して、その実現をめざすことにより、地域個性を発展させながら一体化を促進し、住民福祉の向上を図るものとします。

新市の施策については、本計画と新市における総合計画（基本構想、基本計画、実施計画）などにより進めるものとします。

(2) 住民意向の把握

計画の策定に先立って、構成市町の合併後の新しいまちづくりに対する意見、意向を把握するために、構成市町の18歳以上の住民を対象に抽出によるアンケート調査を実施しました。

(3) 計画の構成

本計画は、合併の必要性を確認し、新市建設計画の基本方針、基本方針を実現するための施策、公共施設の統合整備及び財政計画などを中心として構成しています。

なお、基本方針を実現するための施策では施策を支える主な事業を記載しますが、計画の趣旨を踏まえ、岐阜市の事業については、柳津町に対して直接効果を及ぼすもの、合併後の全市域にかかわる事業または柳津町の施策と均衡を図る上で必要な事業で合併後の全市域に影響を与えると考えられるもの、あるいは合併に掲げる理念や方針の具体的な展開を示す事業に限定して記載します。

(4) 計画の期間

各施策における主要事業及び財政計画は、平成18年度から平成32年度までの15年間とします。

第2章 新市の概況

1. 位置、地勢、面積

新市は、木曾川、長良川、揖斐川の3大河川の恩恵を受ける肥沃な濃尾平野の北部に位置し、東は関市・各務原市、南は羽島市・笠松町・岐南町、西は北方町・瑞穂市、北は山県市・本巣市・武芸川町に接しています。

地勢的には、北部は丘陵地形、南部は多様な自然に恵まれながらも、県都岐阜市を中心とした都市的土地利用の行われている地域です。

新市の総面積は20,289haで、宅地、森林、農用地がそれぞれ4分の1ずつを占めています。土地利用の状況は以下の通りです。



図2-1 位置図

表2-1 地目別面積

(単位: ha, %)

	総面積	農用地	森林	原野	道路	宅地	その他
総計	20,289	4,228	6,060	0	1,791	5,170	3,040
構成比	100.0%	20.8%	29.9%	0.0%	8.8%	25.5%	15.0%

資料：総面積：国土交通省国土地理院、農用地以下：県土地対策室
平成12年（2000）10月1日現在

2. 人口

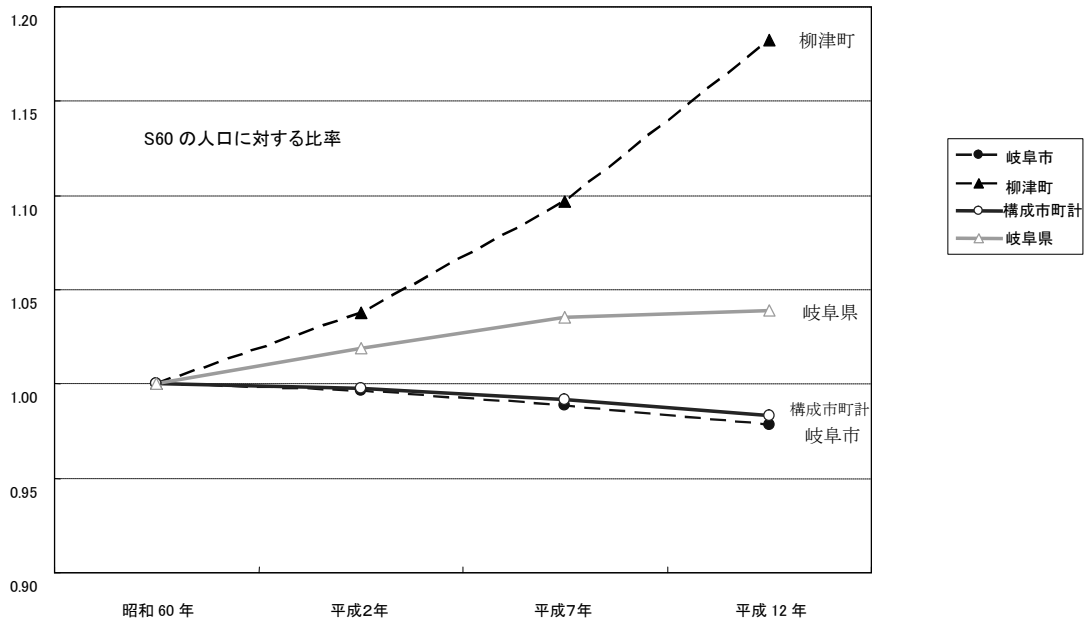
平成12年現在の構成市町全体の人口は約41万5千人です。

表2-2 新市の人口構成（平成12年）

	新市	岐阜市	柳津町
人口	415,085	402,751	12,334
構成比	100.0%	97.0%	3.0%

資料：国勢調査

<参考：人口の推移>



資料：国勢調査

図2-2 人口の比率比較

表2-3 構成市町の人口推移

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
岐阜市	411,743	410,324	407,134	402,751
柳津町	10,431	10,825	11,440	12,334
構成市町計	422,174	421,149	418,574	415,085
岐阜県	2,028,536	2,066,569	2,100,315	2,107,700

資料：国勢調査

表2-4 昭和60年を1とした人口の比率

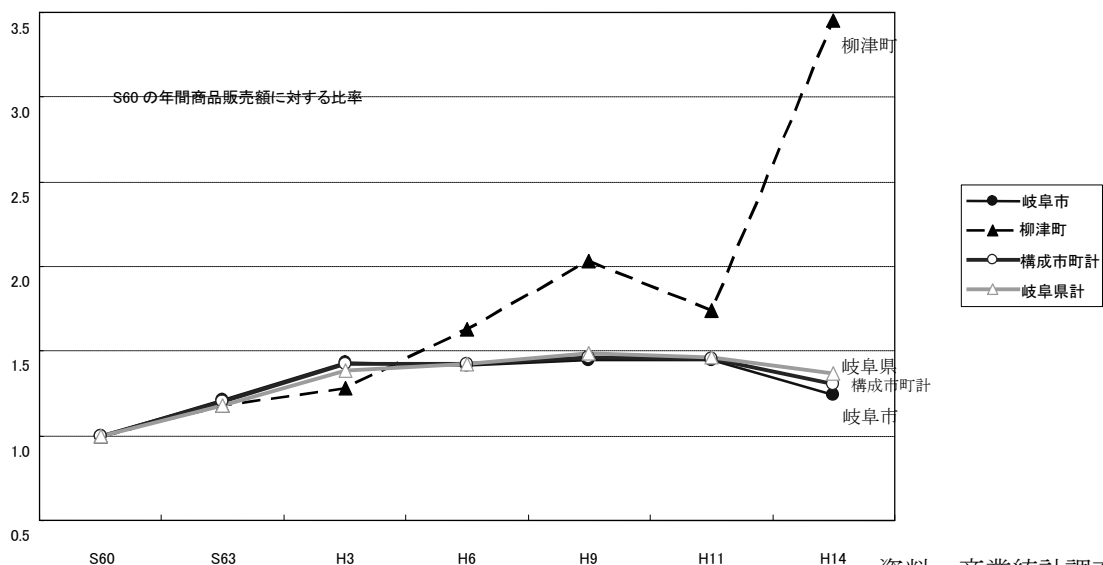
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
岐阜市	1.00	1.00	0.99	0.98
柳津町	1.00	1.04	1.10	1.18
構成市町計	1.00	1.00	0.99	0.98
岐阜県	1.00	1.02	1.04	1.04

資料：国勢調査

3. 産業

①年間商品販売額（小売業）

- ・平成14年の構成市町全体の年間商品販売額は約5,166億円で、県全体の約24%を占めています。
- ・昭和60年の年間商品販売額を1.0とした比率をみると、構成市町全体は、平成14年において1.30であり、県全体の1.37を下回っています。



資料：商業統計調査

図2-3 年間商品販売額（小売業）の比率比較

表2-5 構成市町の年間商品販売額（小売業）推移

単位：百万円

	S60	S63	H3	H6	H9	H11	H14
岐阜市	384,256	463,681	549,826	545,148	554,835	556,683	476,075
柳津町	11,757	13,841	15,088	19,144	23,923	20,420	40,557
構成市町計	396,013	477,522	564,913	564,293	578,758	577,103	516,632
岐阜県計	1,593,816	1,877,815	2,204,231	2,270,950	2,369,758	2,328,970	2,186,860

資料：商業統計調査

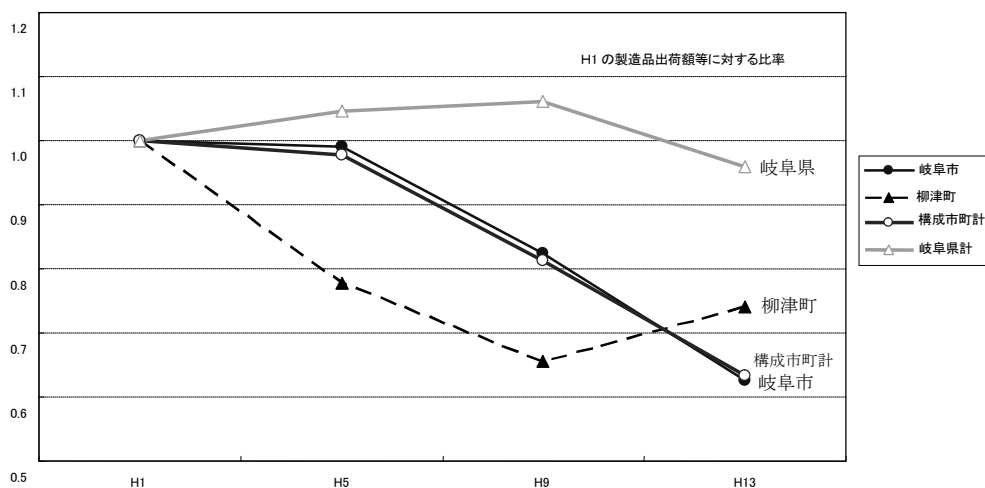
表2-6 昭和60年を1とした年間商品販売額（小売業）の比率

	S60	S63	H3	H6	H9	H11	H14
岐阜市	1.00	1.21	1.43	1.42	1.44	1.45	1.24
柳津町	1.00	1.18	1.28	1.63	2.03	1.74	3.45
構成市町計	1.00	1.21	1.43	1.42	1.46	1.46	1.30
岐阜県計	1.00	1.18	1.38	1.42	1.49	1.46	1.37

資料：商業統計調査

②製造品出荷額等

- 平成13年の構成市町全体の製造品出荷額等は3,245億円で、県全体の約6%を占めています。
- 平成元年の製造品出荷額等を1.0とした比率をみると、構成市町全体は、平成13年において0.63であり、県全体の0.96を大きく下回り、工業生産力が弱まっていることが確認できます。



資料：工業統計調査 岐阜県工業統計調査

図2-4 製造品出荷額等の比率比較

表2-7 構成市町の製造品出荷額等推移

単位：百万円

	H1	H5	H9	H13
岐阜市	480,731	476,133	395,798	300,780
柳津町	32,005	24,891	20,992	23,734
構成市町計	512,736	501,024	416,789	324,514
岐阜県計	5,264,397	5,510,403	5,588,762	5,048,080

資料：工業統計調査 岐阜県工業統計調査

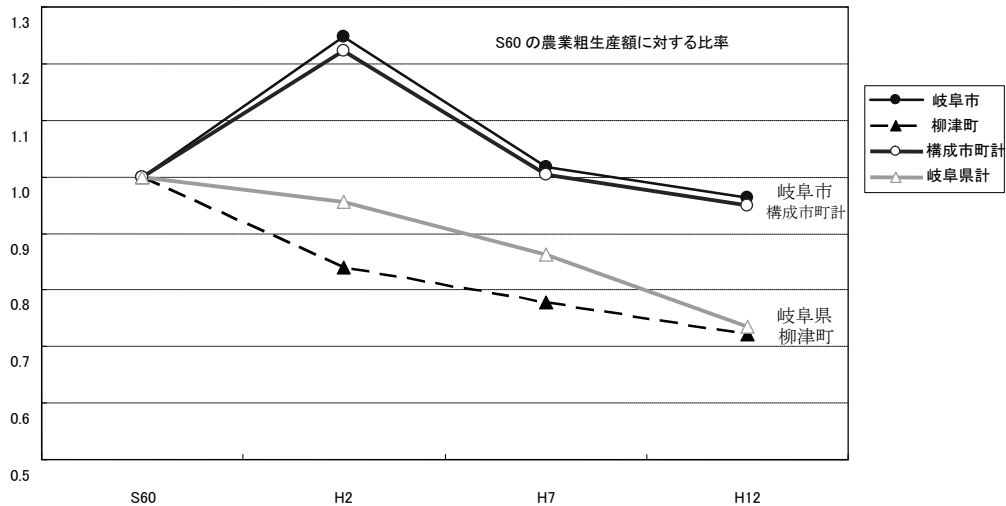
表2-8 平成元年を1とした製造品出荷額等の比率

	H1	H5	H9	H13
岐阜市	1.00	0.99	0.82	0.63
柳津町	1.00	0.78	0.66	0.74
構成市町計	1.00	0.98	0.81	0.63
岐阜県計	1.00	1.05	1.06	0.96

資料：工業統計調査 岐阜県工業統計調査

③農業粗生産額

- ・ 平成 12 年の構成市町全体の農業粗生産額は約 120 億円で、県全体の約 9%を占めています。
- ・ 昭和 60 年の農業粗生産額を 1.0 とした比率をみると、構成市町全体は、平成 12 年において 0.95 であり、県全体の 0.73 を上回っています。



資料：岐阜県農林水産統計年報

図 2 - 5 農業粗生産額の比率比較

表 2 - 9 構成市町の農業粗生産額推移

単位：百万円

	S60	H2	H7	H12
岐阜市	11,818	14,745	12,031	11,390
柳津町	776	652	603	560
構成市町計	12,594	15,397	12,634	11,950
岐阜県計	173,615	166,090	149,886	127,508

資料：岐阜県農林水産統計年報

表 2 - 10 昭和 60 年を 1 とした農業粗生産額の比率

	S60	H2	H7	H12
岐阜市	1.00	1.25	1.02	0.96
柳津町	1.00	0.84	0.78	0.72
構成市町計	1.00	1.22	1.00	0.95
岐阜県計	1.00	0.96	0.86	0.73

資料：岐阜県農林水産統計年報

4. 土地利用

①都市計画面積

- 構成市町の都市計画面積は 20,291ha で県全体の 8.7%であるが、市街化区域面積では県全体の 35.9%を占めています。

表 2 - 1 1 都市計画面積

単位:ha

	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域
岐阜市	19,514	7,642	11,872
柳津町	777	381	396
構成市町計	20,291	8,023	12,268
岐阜県計	233,505	22,345	40,103
構成市町の対県シェア	8.7%	35.9%	30.6%

資料：平成 12 年都市計画年報
平成 12 年 3 月 31 日現在

②用途地域面積

- 構成市町の用途地域面積は 8,023ha であり、県全体の 22.3%を占めています。

表 2 - 1 2 用途地域指定状況

単位:ha

	第 1 種 低層住居 専用地域	第 2 種 低層住居 専用地域	第 1 種 中高層住居 専用地域	第 2 種 中高層住居 専用地域	第 1 種 住居地域	第 2 種 住居地域	準住居地域
岐阜市	937.0	9.1	576.0	1,191.0	1,834.0	820.0	211.0
柳津町					220.0	16.0	
構成市町計	937.0	9.1	576.0	1,191.0	2,054.0	836.0	211.0
岐阜県計	4,638.7	171.2	3,677.3	2,190.1	10,544.0	2,008.3	587.1
構成市町の対県シェア	20.2%	5.3%	15.7%	54.4%	19.5%	41.6%	35.9%

	近隣 商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業 専用地域	計
岐阜市	255.0	652.0	1,085.0	72.0		7,642.1
柳津町	12.0		118.0	15.0		381.0
構成市町計	267.0	652.0	1,203.0	87.0	0.0	8,023.1
岐阜県計	1,436.4	1,644.2	6,432.0	1,494.9	1,178.0	36,002.2
構成市町の対県シェア	18.6%	39.7%	18.7%	5.8%	0.0%	22.3%

資料：平成 12 年都市計画年報
平成 12 年 3 月 31 日現在

第3章 主要指標の見通し

1. 人口及び世帯数の推計

①人口

- ・ 将来人口の推計手法については、コーホート要因法を用い、平成 17 (2005) 年、平成 22 (2010) 年、平成 27 (2015) 年の人口推計を行いました。推計にあたって構成市町のそれぞれの人口推計を行い、その結果を合算しました。
- ・ 平成 12 年の 1 市 1 町の人口は約 415,000 人ですが、このまま推移すれば、新市としてスタートする平成 18 年には現在より約 4,000 人少ない約 411,000 人になると推計されます。また、それ以降も減少基調となり、合併 10 年目の平成 27 年には約 394,000 人になると推計されます。

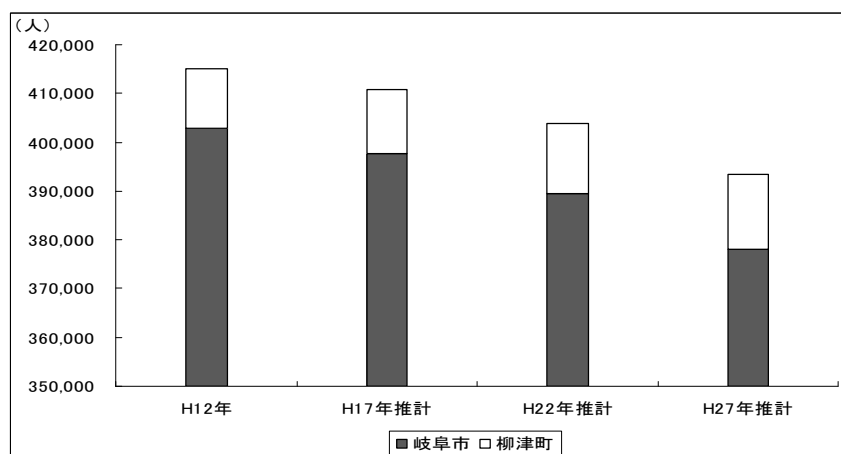


図 3-1 新市の人口推計結果

②年齢別人口

- ・ 15 歳未満 (年少人口) は 14.4% (平成 12 年) から 13.6% (平成 27 年) と 0.8 ポイント減少するのに対し、65 歳以上 (高齢人口) は 17.5% (平成 12 年) から 27.4% (平成 27 年) と大きく増加し、約 4 人に 1 人が高齢者という超高齢社会に突入すると推計されます。

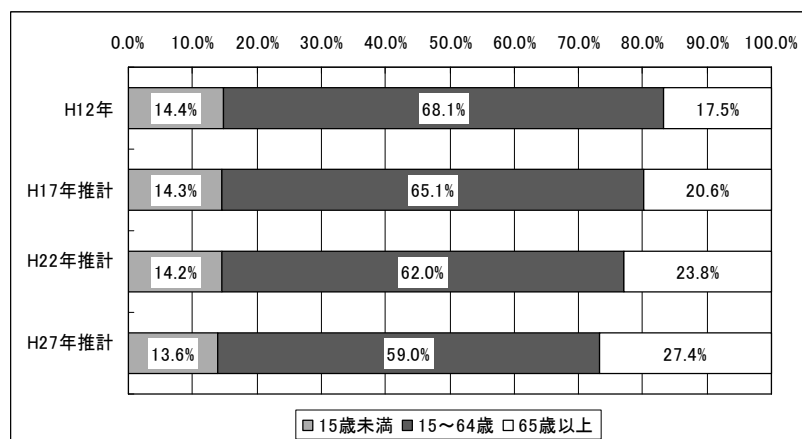


図 3-2 年齢別構成比の推計結果

③世帯数

- ・ 1市1町の平均世帯人員の推移は全国値と類似傾向にあるため、新市においては今後も全国と同様に推移すると仮定できます。推計は、国立社会保障・人口問題研究所による全国の世帯数推計（平成14年3月）をベースとして、平均世帯人員の推移に比例して新市の平均世帯人員を推計し、推計人口で割り戻すことで世帯数を算出しました。
- ・ 新市スタート時の世帯数は約152,000世帯となり、その後、平成22年の約153,000世帯をピークに減少に転じると推計されます。

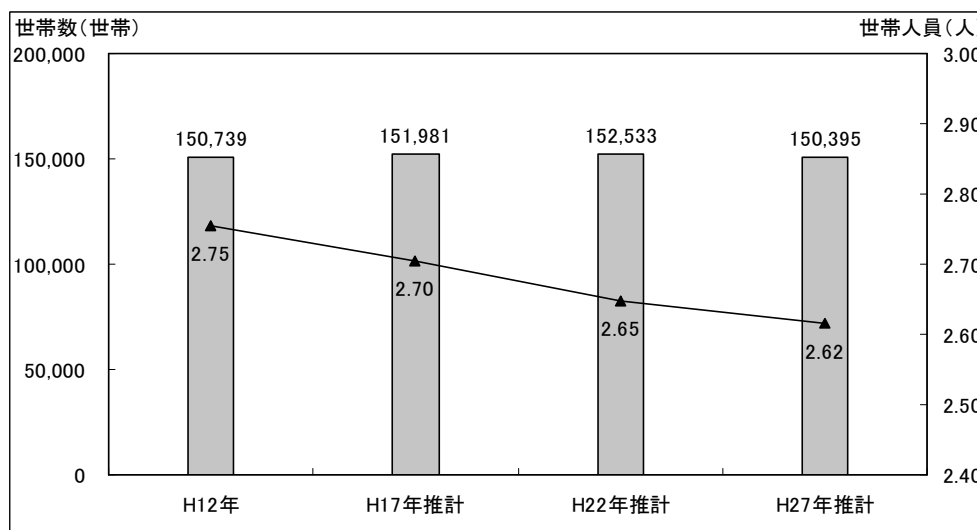


図3-3 新市の世帯数の推計結果

※ 推計作業に当たっては、資料として国勢調査を使用しており、国勢調査が行われる5年間隔で推計を行っている。なお、国勢調査の調査日は各年10月1日である。

2. 目標人口

平成27年における新市の目標人口は、415,000人とします。新市の人口の見通しは、前記のように推計されていますが、新市建設計画の着実かつ円滑な実施によるまちづくりの成果、子育て支援の充実などにより、現状の人口がほぼ維持できるものと想定しました。

第4章 まちづくりの基本方針

1. 新市の将来像

構成市町では、歴史、文化及び伝統を背景に、金華山、長良川などに代表される豊かな自然と共生しながら、それぞれのまちづくりが進められてきました。

また、今回行った新しいまちづくりのアンケート調査の結果では、住民の方々が「安心して暮らせるまち」、「居住環境に恵まれたまち」、「子育て環境の充実したまち」、「安全なまち」、「にぎわいのあるまち」を重視したまちづくりを望んでいます。

構成市町におけるこれまでのまちづくりへの取り組みの流れを継承しつつ、住民意向に応えるとともに、市民協働により地域の課題を克服していける多様な地域が連合した、これからの新しい時代にふさわしい新たな県都を創造するために、以下の将来像を掲げます。

人と自然、文化が織りなし躍動する新創造都市

私たちは協調・協働・共生を基調とした個性と多様性に富んだ
夢ある元気な県都づくりを進めます。

2. 新市の将来像を実現するための基本目標

(1) 市民協働による誇りと愛着を持てるまち

市民一人ひとりが自らまちづくりを行うことを自覚し、地域づくりに積極的に参加し、お互いが連携して地域の問題を解決していく、誇りと愛着を持てるまちをめざします。また、市民の行政に対する参画意識を高め、市民との情報の共有化を図るため、行政機構の改革や事務事業の見直しを進めながら、透明性の高い行政運営や健全な財政運営が達成されたまちをめざします。

(2) 安全、安心、快適で人にやさしいまち

保健・医療・福祉の充実はもちろん、災害から人命や財産を守り、バリアフリーによる安心して住み続けられるまちづくりを進め、市民一人ひとりが明るく快適に暮らせる元気で温かさに満ちたまちをめざします。

(3) 未来を担う人を、地域が育むまち

国際化・情報化に対応した個性的な学校教育をはじめ、家庭、学校、地域が一体となって、個性と知性豊かな青少年を育てる社会をめざすと同時に、市民が意欲を持って生

涯学び続けることのできる環境の整備を進めます。

また、将来の担い手を育てるため、子育て支援の充実により、子どもを安心して生み、育てられるまちをめざします。

(4) 豊かな人・物・情報があふれ、にぎわいと交流を育むまち

恵まれた自然や地域に伝わる伝統・文化や技術、特色ある地域産業、県都として集積する行政や企業、交通網などの充実した交流基盤などにより、国内外からの人・物・情報が交流する拠点としてのまちをめざします。

また、引き続き拠点整備や交通体系整備などの都市基盤整備による土台づくりを進めつつ、地域の魅力づくりとしての観光振興や、地域の活力を生む産業振興を行い、にぎわいと交流を育むまちをめざします。

(5) 水と緑と共に、未来に向かって持続するまち

恵まれた河川や緑豊かな自然を守ることで人と地球にやさしいまちづくりを進め、クリーンエネルギーの活用、リサイクルの推進などにより、環境調和型・資源循環型システムの構築をめざします。

また、都市緑化、都市景観美化、生活基盤整備、廃棄物対策などを通して、人と自然が共生できる持続可能なまちをめざします。

(6) 個性ある伝統と文化が息づく地域の連合したまち

都市内分権の推進により、各地域が育んできた歴史、文化、伝統を継承しながら、市民が自主的な判断と責任に基づいて地域づくりを進め、地方分権時代にふさわしい個性と多様性に富んだ都市の構築をめざします。

また、市民による自主的な判断と責任に基づいた地域づくりを実現するためには、自己決定・自己責任による自治体である必要があります。そのため、新市になった後も、現行制度上最も権限と財源の大きい政令指定都市をめざします。

3. 新しい行政システムの構築

平成12年4月1日、地方分権一括法が施行され、わが国における地方分権改革は、その一步を踏み出しました。この改革の基本的な考え方は、国による全国的な統一性や公平性を重視した行政を住民や地域の視点に立った多様性と分権の行政に変革するとともに、地域のことは地域の住民が自分たちで決定し、その責任も自分たちで負う社会を構築することにあります。この考え方に則り、住民が地域の自治に積極的に参加できる仕組みを構築し、住民選択に基づく地域のまちづくりをめざします。そのため、市民相互の協働や市民と行政の協働を進めることが必要であり、都市内分権はそれを実現するための手段として重要です。

都市内分権は、自治体はその行政区域を必要に応じてより小さく区分し、各区域を管轄する機関に対し、住民の利便のために一定の権限を付与するもの（行政的分権）とし

て考えられてきました。地方分権時代にふさわしい地方自治の仕組みを築くためには、行政組織のあり方という観点（行政的分権）のみならず、市民協働や草の根民主主義の観点から、都市内分権の内容を充実・強化する必要があります。

今回の合併は、政令指定都市をめざす第一歩であるとともに、限りなく新設に近い合併であり、新しい自治体の創造をめざすものでもあります。新市においては、都市内分権により、地域のこれまでのまちづくりの歩みを尊重し、その文化や伝統を守り、地域の個性を担保する仕組みをつくり上げなければなりません。そのため、新市の一体性を確保しつつ、地域特性の継承と発展とをバランスよく整えた個性ある地域の連合した都市の形成をめざします。

また、新市においては、政令指定都市を視野に入れた行政的分権を図りながら、住民自治の原則を踏まえ、住民が地域自治に積極的に参画できる仕組みを構築し、住民選択に基づき、地域が切磋琢磨してまちづくりを行うことが必要です。そのため、住民の意見を行政に反映させるとともに、権限と財源をできる限り付与し、住民に身近な業務について住民ニーズに基づいた施策を選択して地域で処理することを可能とすることにより、将来のまちづくりに資する行政と住民側との協働作業を展開します。そして、最終的には、住民に身近な業務について行政と住民との役割を明示して、住民の自己決定と自己責任に基づいた住民によるまちづくりをめざします。

こうしたことから、「**市民協働によるまちづくりと個性ある地域の連合**」を都市内分権の基本理念とします。

4. 新市における地域核としての拠点整備方針

新市では、多様な地域核のある都市をめざすため、これまでのまちづくりの歩みを尊重し、地域の個性を生かした地域核としての拠点を次のとおり定め、計画的な整備を進めていきます。

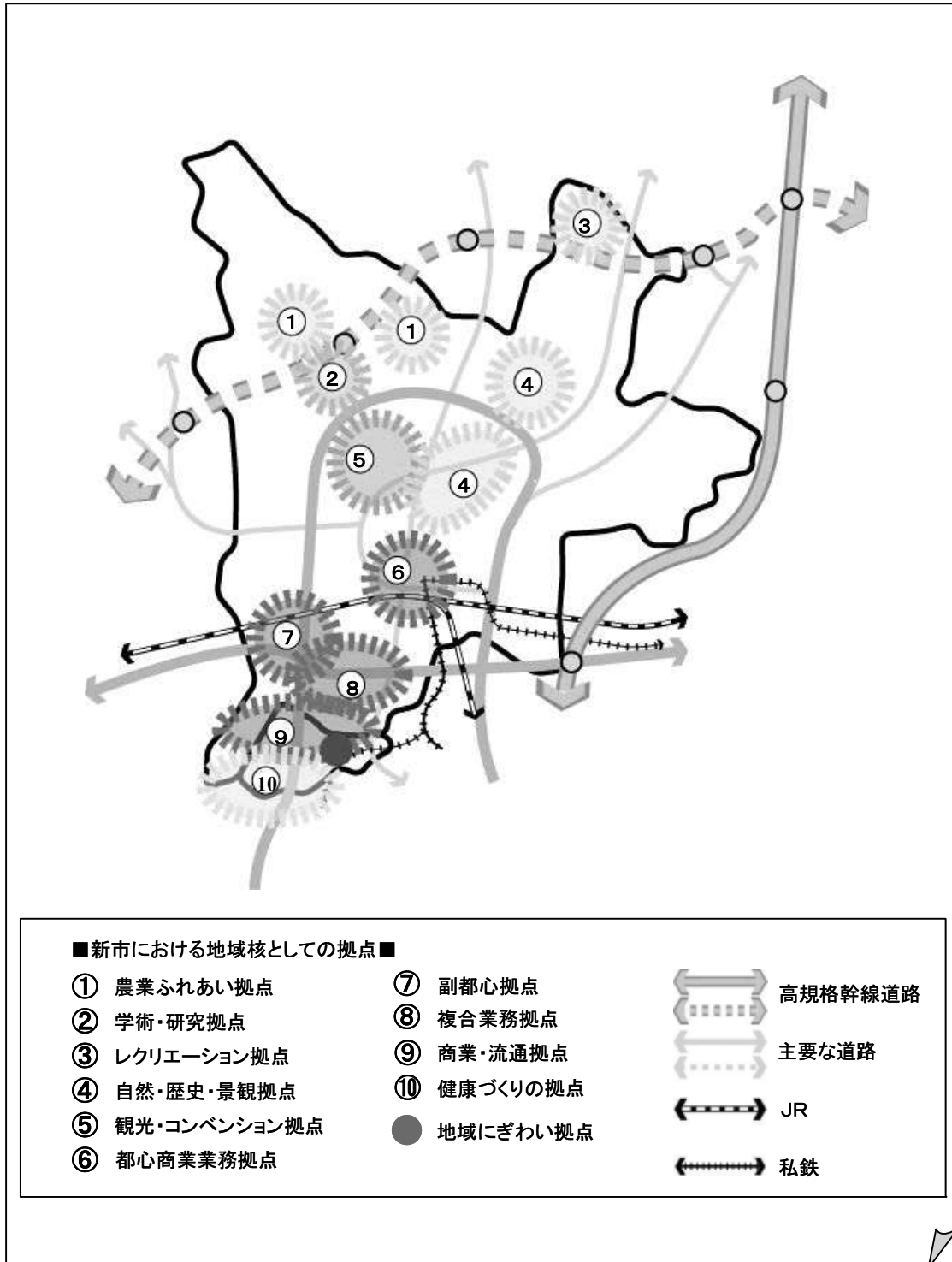


図4-1 新市における地域核としての拠点整備方針

①農業ふれあい拠点

○農業に親しむ機能の充実

畜産センターでの家畜とのふれあいや健康ふれあい農園での農作業体験により農業に親しみ、理解を深めるとともに、アグリパークで開催される農業関係イベントなど、農業を生かした交流の場の形成を図ります。

②学術・研究拠点

○大学の拡充による機能強化

岐阜大学周辺は、大学の拡充による機能強化を図る一方、東海環状自動車道の完成がもたらす交通ネットワークの形成によって、東海地方の学術研究機関との有機的な結びつきを強化したまちづくりをめざします。

③レクリエーション拠点

○レクリエーション機能の充実

岐阜ファミリーパークを中心として、緑の中に身を置くことによって安らぎや潤いを感じることでできるレクリエーション空間として整備を進めます。

④自然・歴史・景観拠点

○自然・歴史・景観を生かした観光拠点整備

金華山・長良川周辺地域には、金華山や百ヶ峰、清流長良川、無形文化財の鶺鴒、岐阜城、古い町並みなど、都市の中に一級品ともいえる自然や歴史・文化遺産があることから、金華山・長良川まるごと博物館構想や長良川プロムナード計画の推進により歴史・緑・川を堪能できるまちづくりを推進します。

⑤観光・コンベンション拠点

○スポーツ・交流機能の強化

岐阜メモリアルセンター・長良川国際会議場をはじめとする世界イベント村ぎふや長良川河畔の宿泊施設などと一体となって、周辺に点在する歴史的資源や鶺鴒などの観光資源を有効に活用し、スポーツ・観光・コンベンション拠点として機能の強化を図り、人が集うまちづくりを推進します。

⑥都心商業業務拠点

○岐阜都市圏の中核としての機能強化

岐阜駅周辺から柳ヶ瀬に至る区域は、これまで岐阜市の中心としての役割を果たしてきましたが、土地の有効利用や円滑なまちの再生を図るため、市街地再開発事業などの促進により、岐阜都市圏の中核としての拠点性を強化したまちづくりを推進します。

⑦副都心拠点

○行政・情報機能の確立と充実

岐阜駅周辺を都心地区とすれば、県庁周辺は多様な商業・業務施設が集積しており、

交流の拠点としての機能を有しています。今後は、美術館や図書館など教育・文化・芸術拠点やJR西岐阜駅などの交通結節点との連携を深めることにより、副都心地区として都市機能の確立・充実を進め、商業・業務と芸術文化機能が融合したまちづくりを推進します。

⑧複合業務拠点

○複合的な業務拠点としての整備

中央卸売市場を中心とする商業業務地域は、地域高規格道路である南部横断ハイウェイの整備により広域性や拠点性の向上が期待されることから、商業に特化しない複合的な業務拠点としてのまちづくりを推進します。

⑨商業・流通拠点

○商業・流通拠点整備と都市近郊農業地との融合

大型商業施設や岐阜流通センターを商業・流通のコア施設として活用し、まちの一層の活性化により雇用の創出を図ります。また、都市近郊農業地として生産性の高い農業を展開するとともに、緑地の保全を図るまちづくりを推進します。

⑩健康づくりの拠点

○健康増進とスポーツゾーン形成のための拠点整備

境川の豊かな自然環境を保ち、健康増進とスポーツゾーンの拠点整備を推進します。

●地域にぎわい拠点

柳津町の現在の役場及び中心地域は地域にぎわい拠点とします。

ここでは、歴史と伝統を生かし、分庁舎等の公共施設や身近な商業施設、教育・文化施設など既存の施設を活用するとともに、商店街の活性化や文化の継承など地域に応じた施策を展開しながら、文化と伝統を有する個性ある地域の拠点として、さまざまな人々が交流する魅力とにぎわいのあるまちづくりを進めます。

第5章 まちづくりのための施策

1. 施策の体系

新市の将来像を実現するため、「新市の将来像を実現するための基本目標」に即した施策の体系を示します。

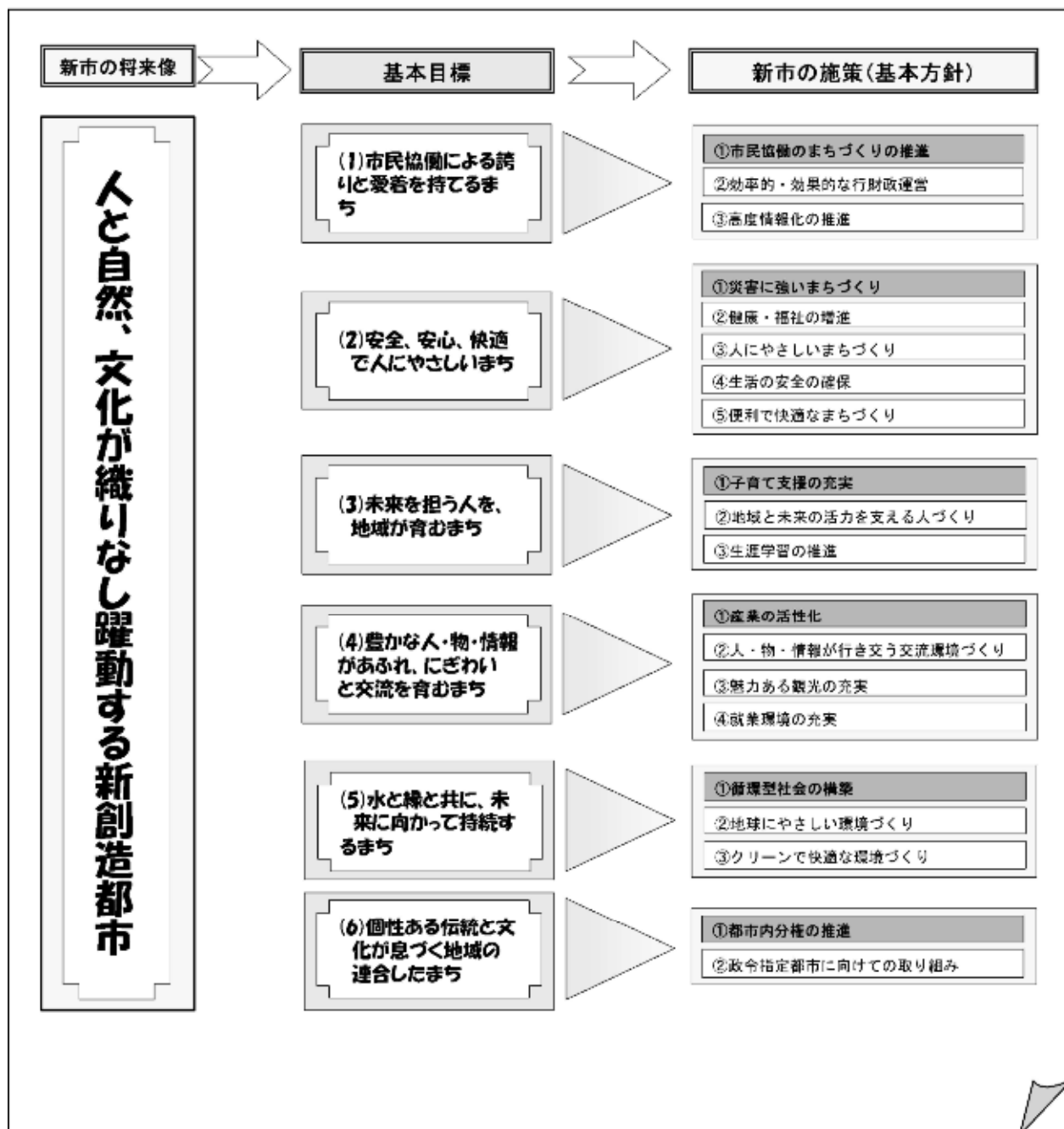


図5-1 施策の体系

※ は新市の最重点施策を示します。

2. 新市の最重点施策

(1) 最重点施策とは？

新市建設計画は、施策の体系で示しているように、「新市の将来像」を実現するため、6つの基本目標の下に、20の「新市の施策（基本方針）」を示し、市民生活に対するすべての行政サービスについての考え方をまとめた総合的な計画であることを意味しています。

しかしながら、「新市の施策（基本方針）」のうち、

- 1) 緊急性のあるもの
- 2) 時代に即した課題と認められるもの
- 3) アンケート調査により市民から強く求められていると考えられるもの

といった観点から、新市が合併を契機として新たなまちづくりを進めるに当たって特に重点的に対応していく必要があるものを、「新市の最重点施策」として取り上げました。

(2) 新市の最重点施策

①市民協働のまちづくりの推進

「市民協働のまちづくりの推進」は、地域の文化や住民の視点に立った多様性のある地域社会を創り出すために推進する施策です。都市内分権がめざすのも市民協働のまちづくりの実現です。

21世紀にふさわしい自治体として個性と多様性に富んだ都市を築くため、住民が地域の自治に積極的に参加できる仕組みを構築し、住民選択に基づく地域のまちづくりをめざします。そのためには、市民相互の協働や市民と行政の協働を進めることが重要であると認識し、最重点施策の一つとしました。

②災害に強いまちづくり

「災害に強いまちづくり」とは、市民の生命、身体及び財産を災害から守り、災害の未然防止と被害の軽減、災害復旧の円滑な活動が図れるよう、総合防災体制を強化し、災害に強いまちをめざす施策です。

新市は、市民がどの地域に住んでいたとしても、「全市民の生命を守る」ことを最重点施策の一つとしました。

③子育て支援の充実

「子育て支援の充実」とは、次世代の社会を担う子どもを安心して生み育てられる環境整備を行い、未来を支える人づくりを進める施策です。

新市が今以上に発展していくためには、新しい市を支える優秀な人材が育たなければ成り立ちません。まちづくりは人づくりとも言われます。また、子育て支援の諸政策を総合的に推進することにより若い世代が定着し、人口の減少に歯止めがかかり、さらには人口増につなげていくことも可能です。そこで、人づくりの出発点であり、かつ、都市間競争に勝ち抜くため、子育て支援を最重点施策の一つとしました。

④産業の活性化

「産業の活性化」とは、文字どおり新市の「農林水産業・工業・商業・観光」を活性化させる施策です。

産業は都市の活力の源であり、新市が今以上に発展していくためには経済を支える産業が元気でなければなりません。また、一度は域外に進学又は就職をした若い人たちが再びこの地域で活躍するために、あるいは、市民の生活を支えるためには、働く場が必要です。そこで、まちづくりの基礎となる「産業の活性化」を最重点施策の一つとしました。

⑤循環型社会の構築

「循環型社会の構築」とは、他に誇ることでできる地域の自然資源と共生し、自然エネルギーを活用するなどして、環境に負荷を与えない、持続的な発展ができるようなまちづくりを進める施策です。

これまでの大量生産・大量消費型の社会経済発展のメカニズムでは、我々を取り巻く自然環境は破壊されてしまいます。自分たちが生み出すゴミ・廃棄物を、いかに少なくするか、利活用するかといった問題を、合併を契機に、新市一体となって真剣に取り組むため、最重点施策の一つとしました。

⑥都市内分権の推進

「都市内分権の推進」は、第4章3節で示しているように、地方分権にふさわしい、地方自治の仕組みを築くため、行政的分権と市民協働や草の根民主主義の観点から推進する施策です。

合併する最大の目的として行財政改革がありますが、この行財政改革と並んで位置づけられるのが「都市内分権」です。合併を契機に地方自治のあり方を問い直し、地域の文化や伝統を守り、まちづくりの歩みを尊重しながらも市民が公平で互いに切磋琢磨できる、住民の自己決定と自己責任に基づいた住民によるまちづくりが重要であると認識し、「都市内分権の推進」を最重点施策の一つとしました。

新市は、6つの施策を最重点施策としてまちづくりを進め、市民協働によるまちづくりと個性ある地域の連合による新たな都市の創造をめざします。

3. 新市の施策

ここでは、6つの基本目標を受けて、各分野の施策の方向性とその施策を支える主な事業についてとりまとめました。

(1) 市民協働による誇りと愛着を持てるまち

①市民協働のまちづくりの推進

新市においては、市民の自己決定と自己責任に基づいた、市民が主役のまちづくりを推進することが必要であり、市民一人ひとりの自覚と地域に対する誇りがその推進力になります。

そのため、市民と行政の協働を基本に、市民参画を促進するとともに、協働のまちづくりを担う地域の自主的な組織の確立をめざします。

また、一人ひとりが性別にとらわれず、その個性と能力を発揮できるよう性別による固定的な役割分担意識を改革し、男女があらゆる分野に対等なパートナーとして参画できる社会システムへの変革を促します。

<主な事業>

施策名	事業名
市民協働のまちづくりの推進	「自治基本条例」の制定 コミュニティ活動総合支援事業 アダプトプログラムの推進 男女共同参画の促進

②効率的・効果的な行財政運営

社会経済がめざましく変化し、市民ニーズが多様化する中で、時代の変化に即応した行政サービスの提供が求められています。加えて、今後も予想される厳しい財政状況のもとで、多様化する市民ニーズに的確に対応していくことが求められています。

そのため、効率的・効果的で分かりやすい行政運営に努め、事業評価システムの活用などによる行政目的の明確化や、事務事業の改善、時代に即した組織改編、職員の意識改革や資質の向上に積極的に取り組みます。また、行政が行っている業務について行政と民との役割を整理しながら、民間活力の導入と活用を進めます。加えて、安定した財源確保に努めるとともに、経常的経費の抑制と事業の選択と集中により健全な財政運営を推進します。

<主な事業>

施策名	事業名
効率的・効果的な行財政運営	新「行政改革大綱」の推進 新「職員定数適正化計画」の策定

③高度情報化の推進

インターネットをはじめとする情報通信環境は地球規模で急速に進展し、これまでの社会制度や経済活動、生活様式を大きく変化させつつあり、さらに今後もこうした社会

環境の変化への対応を必要不可欠とさせています。

そのため、行政情報を市のホームページで提供することにより市民がいつでも入手し、各種申請・手続などについて情報通信技術を活用して自宅や勤務先等から行うことができるような電子市役所の実現を図ります。加えて、市民が高度情報化の利便性を享受できるように、情報環境の充実に努めるとともに、市民への情報技術の振興を図ります。

<主な事業>

施策名	事業名
高度情報化の推進	電子市役所構築事業（コールセンター含む） 統合型GIS構築事業 電子投票の導入 IT技術を活用した公共交通サービス水準の向上 地域ケーブルテレビ施設整備事業

（２）安全、安心、快適で人にやさしいまち

①災害に強いまちづくり

近年、建物の高層化、住宅の密集化・老朽化などが進行し、地震、台風、水害などの自然災害や都市型災害への対応が必要になっています。特に、地震災害では東海地震や東南海・南海地震等の発生が危惧されており、構成市町の全域が東南海・南海地震の防災対策推進地域に指定されるなど、災害に強いまちづくりが求められています。

そのため、市民の生命、身体および財産を災害から守り、災害の未然防止と被害の軽減および災害復旧の円滑な活動を行うため、市民一人ひとりの防災意識の高揚を図りつつ、常備消防体制の一体的な組織化の下、出動態勢の強化や機動力の強化を図り、消防団、女性防火クラブ等の地域防災の充実に努めるなど、総合的な消防力の充実に努めます。

水害対策については、関係機関に河川改修等を要請するとともに、河川・水路の改修等を進め、水防体制の充実に努めます。また、洪水や浸水のおそれのある区域については、水害時の調整機能をもつ水田等の営農環境や自然環境の維持保全を図ります。

また、災害発生時の迅速な初動体制を確立するとともに、市民、行政および防災機関による連携のとれた効果的な防災訓練の実施や、ライフラインの確保対策、自主防災組織・災害ボランティアの育成など総合的な防災体制の確立に努めます。

<主な事業>

施策名	事業名
消防力の充実	消防施設整備事業（街頭消火器、耐震性貯水槽ほか）
防災対策の推進	防災行政無線整備事業
水防対策	流域貯留浸透事業
河川・水路の整備	都市基盤河川新荒田川改修事業 雨水渠（排水機場含む）整備事業 （東野田、蘇西、玄番）

②健康・福祉の増進

人口推計から明らかなように、急速な高齢化に伴い、加齢に伴う介護等を必要とする市民の増加が予測されます。そのため、高齢者が寝たきりにならない、痴呆にならない、または状態が悪化しないといった介護予防のためのサービスの充実に努めます。福祉サービスについては、介護保険制度に加え、障害者福祉においても利用者の自由選択へと制度改正がなされ、多様化するサービス需要にこたえていくことが求められます。そのため、民間活力を活用し、量的なサービスの充実に努めながら、良質なサービスを提供していきます。特に、在宅要援護高齢者の多くが住み慣れた家庭や地域での生活を望んでいる実態を踏まえて在宅サービスの充実強化を基本とし、施設サービスにおいては、地域格差、サービス需要、施設類型などを勘案しながら、バランスのとれた整備に努めます。

次に、生活環境の改善や医療技術の進歩によって平均寿命は延びているものの、生活習慣病や心の病は増加しています。健康管理の基本は自ら自覚することにあるため、正しい情報を提供するとともに、多様化する医療に対する要請に対応することが重要です。そのため、市民一人ひとりの自主的な健康管理意識の啓発や、福祉と医療が一体となった保健サービスを提供していくとともに、市民の要望や必要に対応できるような総合的な視点に立った医療体制の充実に努め、医療について相談できる体制をつくります。加えて、高度化する医療技術への対応や療養環境の向上を図るため、市民病院の施設等整備を進めます。

また、市民が主体となった健康づくり活動が広がり、持続性を持つよう支援していくとともに、高齢者・障害者・児童のそれぞれの分野ごとに展開している保健や福祉のサービスを総合的にとらえなおし、市民がお互いに支え合う、思いやりにあふれた社会の実現をめざします。

<主な事業>

施策名	事業名
障害者福祉の充実	障害者計画推進事業
高齢者福祉の充実	新「老人保健福祉計画」の策定 老人福祉施設整備事業
健康増進	健康診査の充実
地域医療の充実	市民病院施設等整備事業

③人にやさしいまちづくり

新市においては、障害者等社会的に何らかの不利を負う人たちがそのあるがままの姿で他の人たちと同等の権利を享受でき、また、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、バリアフリー社会の構築をめざします。そのため、鉄道駅などの交通バリアフリーを推進し、公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、生活環境のユニバーサルデザイン化に努めます。

<主な事業>

施策名	事業名
交通バリアフリーの推進	バリアフリー化推進事業

④生活の安全の確保

私たちの身近なところで交通事故や犯罪が発生し、平穏な市民生活の安全を脅かす要因は増加傾向にあります。子どもや高齢者などの弱者が被害者となる事例も目立ち、地域ぐるみで安全を確保することが求められています。

そのため、交通安全では意識の高揚や交通環境整備を進め、地域安全面では、積極的な地域安全活動に対する支援など市民協働による安全なまちづくりを進めます。

また、日常生活での心配事をはじめ、消費生活相談、法律相談など各種相談事業を充実し、被害やトラブルに直面する市民の救済に努めます。

<主な事業>

施策名	事業名
地域安全対策の推進	みんなでつくる“ホッとタウン”プロジェクト推進事業

⑤便利で快適なまちづくり

すべての市民が便利で快適な生活を送れるよう、住環境の整備を引き続き実施していく必要がありますが、一層の高齢化と厳しい財政状況が予測される中で、費用対効果を踏まえた事業選択の適正化と計画的な実施が求められます。

そのため、市民の理解と主体的な参加を図りながら、暮らしやすい生活空間を創出し、都市基盤整備と一体となった土地区画整理事業を進めるなど、地域の特性に配慮した居住空間の形成をめざし、便利で快適な住環境づくりを進めます。

<主な事業>

施策名	事業名
暮らしやすい生活空間の創出	地区計画事業 地籍調査事業
調和ある新市街地の形成	加納・茶所駅周辺土地区画整理事業

(3) 未来を担う人を、地域が育むまち

①子育て支援の充実

核家族化の進展、夫婦共働き家庭の一般化により、家庭や地域における子育て機能の低下が進むなど、子育て環境は大きく変化しており、地域社会全体として積極的な取り組みが求められています。

そのため、次世代の社会を担う子どもを安心して生み育てられる環境整備や子どもの個性や権利を尊重する社会づくりに努めるとともに、多様化する子育てニーズに対する各種支援を進めていきます。具体的には、女性の社会参加機会を促す多様な保育サービ

スの充実や、子育てに伴う経済的負担の軽減を図る乳幼児医療費助成の充実などを実施します。

<主な事業>

施策名	事業名
子育て支援事業の推進	乳幼児医療費助成事業 健康診査の充実 幼稚園就園奨励費補助事業 保育施設整備事業

②地域と未来の活力を支える人づくり

少人数指導や完全学校5日制によるゆとり教育の実施など、学校教育環境の充実が図られています。しかしながら、不登校問題や、障害児教育、国際化・情報化等の課題に対し引き続き学校と地域社会が一体となり、社会ぐるみで取り組んでいくことが求められています。

そのため、学校の通学区域の見直しや適正配置、耐震補強改修による施設整備などのハード面と、情報教育や国際理解教育の充実など教育内容の充実、教職員の資質向上、新たな教育制度の検討といったソフト面による両面からの教育環境の充実を図ります。さらに、地域の特性を生かしながら、地域と学校との協力関係を密接にし、地域・家庭・学校が一体となった総合的な青少年の健全育成を推進します。

<主な事業>

施策名	事業名
小・中学校施設の整備	柳津小学校ほか小中学校校舎改築事業 小中学校施設整備事業 小中学校校舎等耐震補強整備事業

③生涯学習の推進

社会環境の変化やライフスタイルの多様化により、生涯を通じた学習意欲や生きがい、自己実現への対応がますます重要となっています。今後は、知的好奇心を満足させ、学び続けることができる環境整備だけでなく、地域貢献できるシステムづくりなども求められています。

そのため、市民が各ライフステージに応じていつでも自発的に学ぶことのできる学習プログラムや施設の充実を図ります。その際、地域格差の是正に配慮しながら、図書館や情報技術などの学習環境やスポーツなどの生涯学習施設等を整備し、まちづくり活動を支える環境整備を進めます。

<主な事業>

施策名	事業名
生涯学習の内容充実	新「生涯学習基本計画」の策定

生涯学習施設の整備・充実	中央図書館整備事業 図書館システム統合事業 地域体育館、図書館、文化センター等複合施設整備事業
--------------	---

(4) 豊かな人・物・情報があふれ、にぎわいと交流を育むまち

①産業の活性化

○農林水産業

都市化の進展に伴う農地面積の減少・国産材の需要低迷による山林の荒廃、生産者の高齢化や担い手不足の問題、輸入農産物の増加による価格の低迷など、農林水産業を取り巻く環境は大変厳しく、大きな変革が求められています。

そのため、農業生産用公共施設の効率的な保全によって良好な営農条件を確保し、優良農地の保全や農地の有効利用を推進します。また、消費者需要に合わせた安全かつ安心な農産物の生産や高付加価値化の促進によって、農業経営の安定を図り、加えて、営農法人設立の促進などにより多様な担い手の確保、育成に努めます。森林資源については、計画的な整備を促進することにより水源涵養機能などの公益的機能の維持に努めます。

○商工業

小規模事業所が多く、長引く景気の低迷や生産基盤の海外流出による受注減など、その衰退は深刻な問題であり、基幹産業である繊維産業をはじめ、既存産業の再生と新たな産業への転換が求められています。

そのため、既存の製造業については、加工技術の高度化と製品の高付加価値化に向けた支援を推進し、岐阜ブランドなどの都市イメージの確立により、繊維をはじめとする地場産業の振興を図ります。その一方で、新産業及び新事業の創出に向けて、産学官連携を図り、起業支援施設等の整備により、ベンチャー企業の育成を推進します。

また、岐阜市信用保証協会の活用と融資制度の充実により中小企業の経営基盤の確立と活力ある商工業の形成を図ります。

○商店街

地域商業の中核を担ってきた卸売業や小売業は、流通形態の変化により大きく衰退しており、また、名古屋都心部や郊外大型店の立地等により役割が脅かされているため、既存の商店街の活性化に向けた取り組みが求められています。

そのため、市街地再開発事業などを活用し、個性と魅力ある市街地の再生と、健全な経営基盤の確立による商店街の形成を図ります。

<主な事業>

施策名	事業名
創業者・ベンチャー企業育成支援の推進	新産業創出支援事業
商工業の振興	岐阜流通業務団地活性化事業

②人・物・情報が行き交う交流環境づくり

交流の広がりを支える交通体系については、鉄道やバスなどの公共交通の利便性を高め、自動車との適切な組み合わせと役割分担を図るとともに、他地域との交流や新市の一体感を醸成する総合的な交通体系の確立が求められています。

そのため、新たな総合交通体系を策定するとともに、交通結節点の整備や鉄道高架化事業など公共交通ネットワークの整備により公共交通が便利で使いやすいまちづくりを進めます。

さらに、広域的な都市間連携を確立し、また、地域の核形成や振興に貢献する道路として、東海環状自動車道、岐阜南部横断ハイウェイなど高規格幹線道路や地域高規格道路の整備促進を積極的に図ります。

<主な事業>

施策名	事業名
総合的な交通体系の整備	総合交通体系の策定 名鉄名古屋本線高架事業（県営工事負担金）
中枢交流拠点の整備	J R 岐阜駅周辺整備事業 名鉄柳津駅周辺整備事業
都市機能の創出	岐阜大学医学部等跡地整備事業
新市の一体感を醸成するための 交流基盤整備	都市計画道路整備事業 金町那加岩地線 北一色若宮地線 羽島署木曾川橋線 佐波線 羽島署高桑線ほか 幹線市道整備事業 日置江茶屋新田 34 号線ほか 市道（生活道路）整備事業

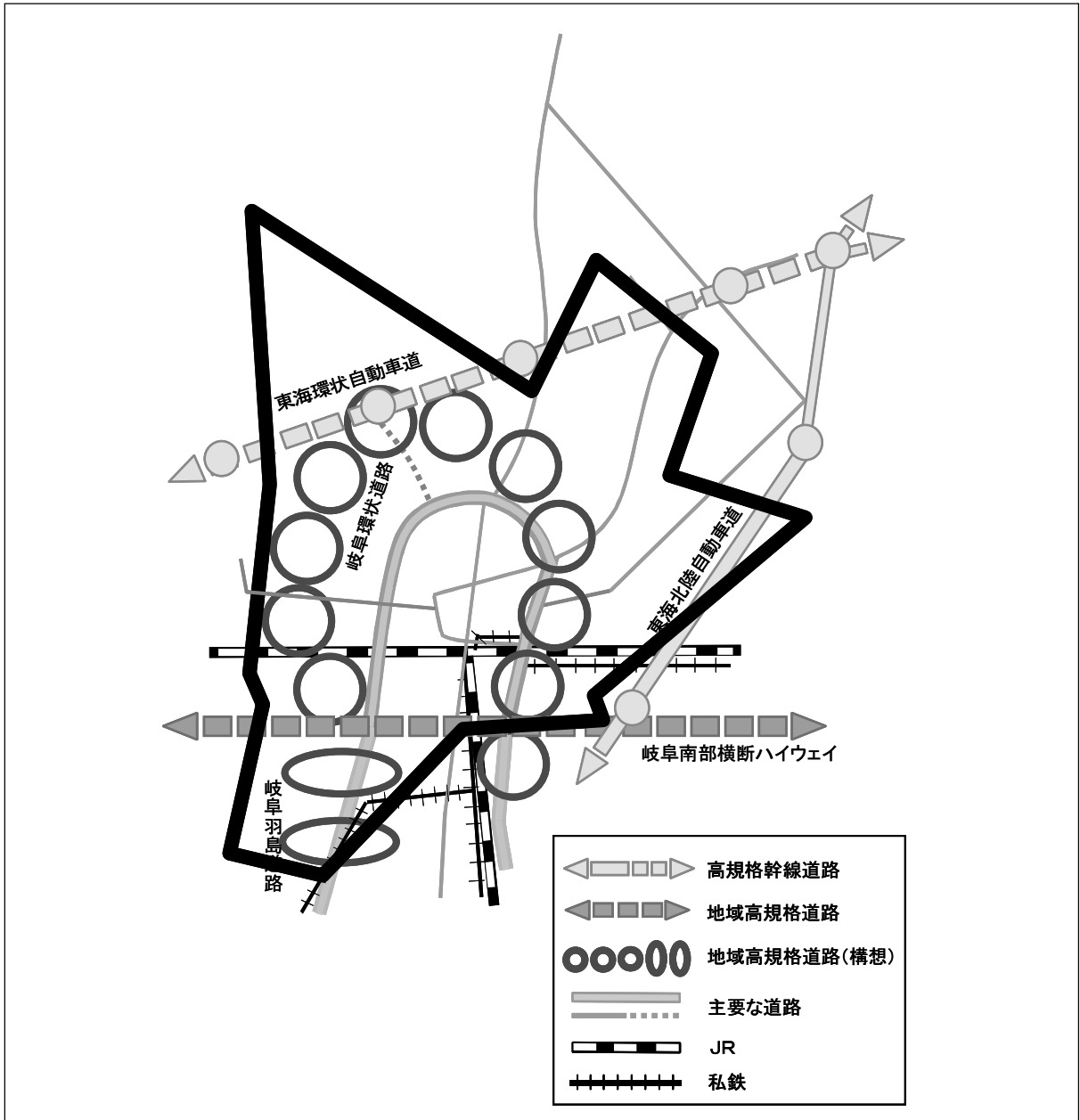


図5-2 新市の交通ネットワーク概念図

③魅力ある観光の充実

新市は、長良川や金華山などの豊かな自然資源や、岐阜城をはじめとする歴史文化資産等、魅力ある観光資源を保有していますが、旅行形態や観光ニーズの変化によって、新たな観光需要の開拓に向けた取り組みが求められています。

そのため、現代的な観光ニーズに適合した、癒しやスロートーリズムなどをテーマにした取り組みを行うことで、魅力ある都市型観光の充実を図ります。また、新市が保有する観光資源を有機的、連続的に結びつけるネットワークを構築するとともに、市域外

の観光資源との連携を図ることにより相乗効果を発揮できるような広域的観光の確立を図ります。

<主な事業>

施策名	事業名
観光資源の創出	金華山・長良川まるごと博物館整備事業
移動快適性の向上	サイン整備事業

④就業環境の充実

長引く景気の低迷により、多くの企業において、終身雇用制度の見直し、派遣社員の増加など雇用環境は大きく変化しています。新市においては、こうした雇用環境の構造的変化への対応や様々な生活様式に合わせた多様な働き方など、男女が共に支え合える就業環境の構築に向けた取り組みが求められています。

そのため、すべての勤労者が安心して生きがいとゆとりをもって働けるよう、職業安定機関等と連携し、雇用制度の啓発、職業相談および職業能力の開発促進を図ることにより雇用の創出・安定的確保に努めます。また、各種資金融資制度等を活用し、勤労者福祉の向上を図ります。

<主な事業>

施策名	事業名
雇用環境の支援	雇用創出メニューの充実 勤労者福祉の向上

(5) 水と緑と共に、未来に向かって持続するまち

①循環型社会の構築

豊かな暮らしの裏側で、化石燃料や鉱物資源の消費、二酸化炭素の排出、資源の大量消費が進み、地球温暖化など地球環境への対応が求められています。また、家庭や企業から排出されるゴミは一時の減少局面はありましたが、現在では増加傾向にあるため、今後もゴミ減量対策などは大きな課題であります。

そのため、循環型社会の構築をめざした市民意識の啓発と、環境負荷の低減に向けた各種事業推進を行います。加えて、太陽光、天然ガスなどの自然エネルギーやゴミの焼却熱などの未利用エネルギーの活用、リサイクル等を推進します。

<主な事業>

施策名	事業名
環境先進都市づくりの推進	「環境基本条例」の制定 新「環境基本計画」の策定
ごみの資源化の促進	生ごみガス・堆肥化事業

②地球にやさしい環境づくり

新市は、名水百選に選ばれた長良川、緑豊かな金華山、絶滅が危惧される貴重な動植物の生存など、恵まれた自然環境を有した地域です。その一方で、河川敷や山林でのゴミの不法投棄や乱開発、農地の耕作放棄等が進み、自然環境保全に対する取り組みが求められています。

そのため、豊かな自然環境と貴重な動植物との共生、共存を図りながら、後世への保存・継承に努めます。加えて、自然の大切さや自然の役割、保全の必要性についての理解を深めるため、環境教育や環境学習を積極的に推進し、自然とのふれあいができる環境整備を図ります。

<主な事業>

施策名	事業名
自然とのふれあいの場の整備	金華山ルネッサンス事業

③クリーンで快適な環境づくり

我々の日常生活や通常の事業活動において、クリーンで快適な生活を行うためには、ゴミ・し尿・生活雑排水など、様々な廃棄物の処理が必要です。また、密集した市街地では、生活騒音、自動車の排気ガスなどによる公害が発生しており、こうした都市・生活環境型公害への対応が必要です。

そのため、ごみ・し尿の収集・処理体制の維持強化や、下水道等の処理施設の整備拡充、公園緑地などの環境機能の充実を図り、自然環境への負荷の低減と、クリーンで快適な生活環境づくりを推進します。

また、産業廃棄物等の不法投棄防止や適正処理を図るため、不法投棄監視制度を充実し、事業所の意識啓発の向上とともに、事業所への立入検査や指導を強化します。

<主な事業>

施策名	事業名
ごみ・し尿の収集・処理体制の維持・整備	最終処分場整備事業 新プラント整備事業
公園整備事業の推進	境川緑道公園整備事業 その他公園整備事業
上水道整備事業の推進	上水道整備事業
下水道整備事業の推進	公共下水道事業

(6) 個性ある伝統と文化が息づく地域の連合したまち

①都市内分権の推進

合併後（第1ステップ）は、まず編入される区域を対象とし、地域のこれまでのまちづくりを尊重し、その文化と伝統を守るとともに、地域が切磋琢磨し、地域個性を発展

させることを目的として都市内分権を制度化します。

次に、事務事業の調整が終わり、事務処理が軌道に乗り、新市としての一体性が確保された段階（第2ステップ）において、政令指定都市を視野にいれ、その区制をモデルに全市域を区割し、区割単位の行政への住民参加の拡充を図り、住民選択に基づく地域特性に即したまちづくりを行うことにより、基本理念の実現を図る必要があります。

また、第1ステップから第2ステップに移行する間、全市域での市民協働によるまちづくり活動を通じて、「わたしたちのまちはわたしたちの手でつくる」という自己決定・自己責任の気運を高めていかなければなりません。第2ステップにおける制度には、これらの活動も取り入れることが必要になります。

以上のような過程を通して、基本理念の実現を図り、地域が自主性・主体性を持つとともに、対等な責任も持つ、地域連合型の都市をめざします。

具体的な制度立案に当たっての基本方針は、別表（P32）のとおりです。

<主な事業>

施策名	事業名
都市内分権の推進	市庁舎・分庁舎整備事業 旧市町の区域を単位とした地域の振興のための基金の設置

②政令指定都市に向けての取り組み

地方分権の流れの中、地方自治体は、合併による行政規模の拡大を活かした効率的な行財政運営や、財源確保による財政基盤の強化、独自の政策による責任ある行政運営が求められています。

自治体への権限や財源の移譲は、人口規模に応じて役割が大きくなることから、新市においては引き続き近隣自治体との合併を推進し、政令指定都市に向けた取り組みを行います。

(別表)

都市内分権の基本方針

項目	第1ステップ(合併後)	第2ステップ(新市一体性が確保された段階)の方向性
設置単位	編入される町単位に合併特例法第5条の5第1項の規定に基づく地域自治区を設置することとする。	全市域を対象に区割を直し、地方自治法第202条の4第1項の規定に基づく地域自治区を設置することを検討する。その際次のような項目が指標となると考えられる。
分庁舎	名称	・地域社会との整合 合併の沿革などにより、歴史的、社会的に一体性を有する地域は、同一区域にすることを基本とすることが考えられる。
	組織	・人口 将来人口、財政状況を考慮しながら、効率性が図れる人口規模を基本とすることが考えられる。 ・管轄区域の境界 既存又は整備が予定されている幹線道路、河川、鉄軌道等が考えられる。
	処理する事務	・事務所への到達距離 市民の利便性を考慮し、鉄道、バス等の公共交通機関の利用による一定の範囲内の時間とすることが考えられる。 ・学区との整合 区域内を小・中学校区と一致させることが考えられる。
分庁舎の長	職階位	地域自治区に置かれる事務所は、住民サービスの低下を招くことなく当該地区のあり方に応じた住民自治を最大限支援し、地域の特色を生かせる機能を持たせながら、絶えず合理化を図っていく効率的な事務所をめざすこととする。
	人事権	本庁の部長と同等を基本
	予算要求権	人事室への直接要求。任免と昇格を除き、分庁舎に属する市長部局の職員の配置
	その他の権限	地域振興事業に係るものについては財政管理室への直接要求、それ以外は事業担当部局への要求
地域自主財源	自主事業予算	上記の事務を執行するために、必要な事務
	基金	上記の事務を執行するために、必要な事務
	財源の使い方	上記の事務を執行するために、必要な事務
計画	自主事業予算	都市内分権枠として、一定のルールに則り配分することとする。
	基金	1 合併特例債による基金は地域振興基金とし、その運用益を地域自主財源に充てることとする。 2 特定目的基金について、その目的が地域振興事業の趣旨に該当するものは、各町の意向により地域自主財源のための基金として残すことができることとする。ただし、土地開発基金や公共施設の整備を目的とするものを除く。
住民自治の推進	財源の使い方	地域協議会の意見を聞いて、一定のメニューの中からどのような地域振興事業に充てるか分庁舎の長が決定することとする。
	計画	地域でのまちづくりに客観性を担保する等のため、地域別計画(新市建設計画の地域部分の実行計画と新たな地域別計画)を分庁舎の長が策定することとする。 策定に当たっては、地域協議会が案を作成することとし、総合調整機関で全体調整を図るための措置をとることとする。
住民自治の推進	設置機関	合併特例法第5条の5第2項の規定により地域協議会を設置する。
	目的	新しい地域自治区ごとに区域全体のまちづくりのあり方を示すような地区計画を作成していくことを検討する。
	設置単位	編入される町単位とする。
	委員の定数	合併前に協議し決定する。
	委員の選任	合併前に協議し選任方法を決定する。
	委員の報酬	委員の報酬については、日額の附属機関の委員の額に準ずることとする。
	所掌事務等	新しい地域自治区ごとに地方自治法第202条の4第1項の規定に基づく、地域協議会を設置する。 地域自治区より小さい単位でのまちづくり組織の状況、地域協議会の活動状況などを勘案し、地域自治区とより小さい単位でのまちづくり組織などとの関係等新しい仕組みを検討する。
協働のまちづくり	1 新市の長及び分庁舎の長は、地域協議会の意見を尊重して、事務を進めるものとする。 2 所掌事務 ①新市の長の諮問に応じて審議する。 ・新市建設計画の変更 ・基本構想、各種計画の策定変更 ②必要に応じ新市の長に意見を述べる。 ・新市建設計画の執行状況 ・公共施設の設置、管理運営 ③分庁舎の長の諮問に応じて審議し、又は必要に応じて分庁舎の長に意見を述べる。 ・地域別計画案の作成 ・地域振興事業の実施・整理・統合等に関する提言 ・地域自主財源の使途に関する審議・提言 ④その他、新市の長は、法令の範囲内において所掌事務を加えることができる。	
その他	全市域を対象とし、現行の地域自治単位又は小学校区若しくは中学校区を基本に、協働によるまちづくりを担う地域の自主的な組織の確立を目指すこととする。	
その他	1 新市における一体性の確保や分庁舎との均衡を図るため、本庁に総合調整機関を設置することとする。 2 法令に抵触しない範囲内で、地域振興事業に該当しない事業について、地域協議会の意見を踏まえた分庁舎の長の提案により、新市の承認を得て、その区域を全市の取扱いとは異なる取扱いをすることもできることとする。 3 旧岐阜市の地域振興事業については、第2ステップへ移行するまでの間、従前のおり本庁において執行することとする。	

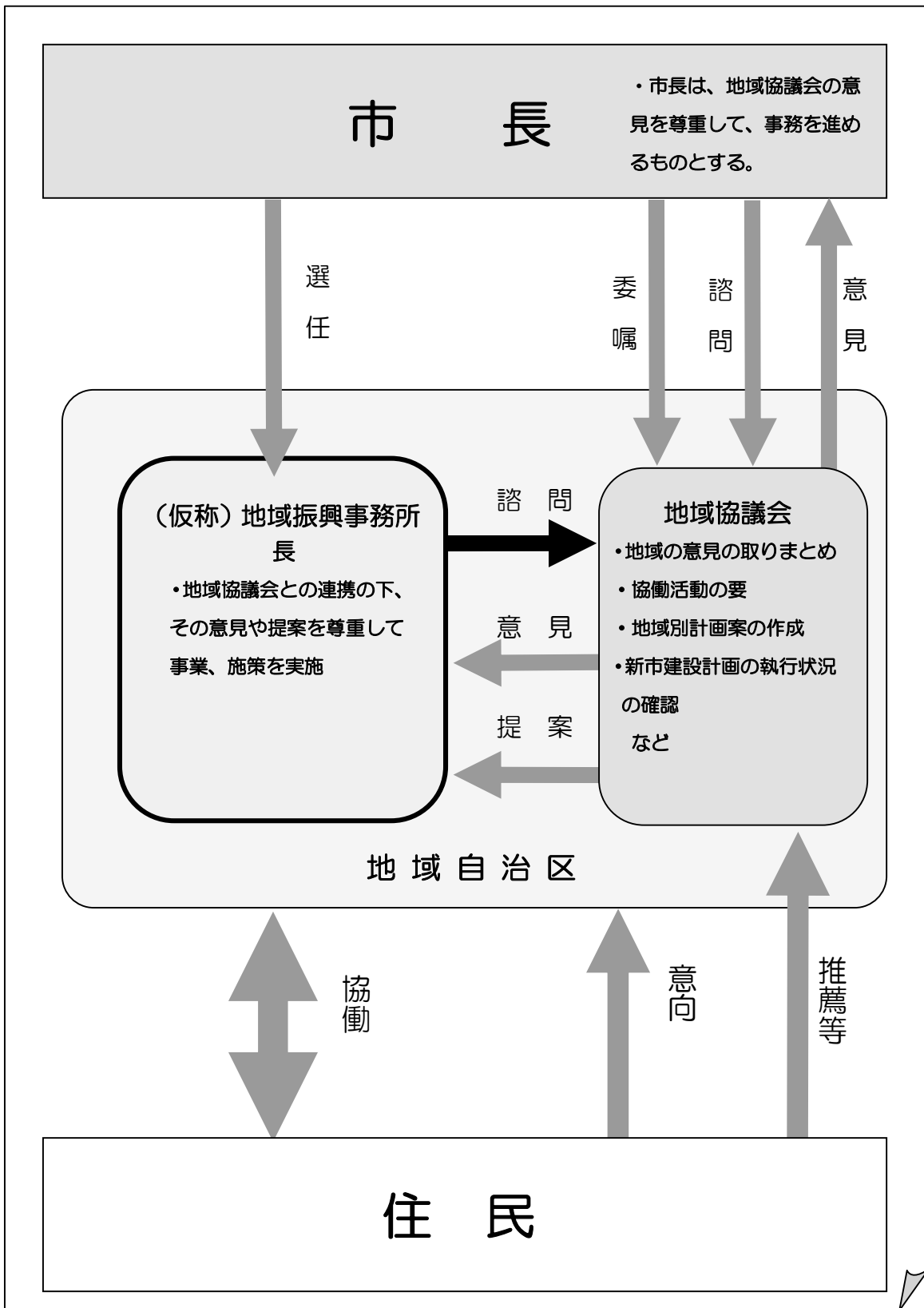


図5-3 都市内分権のイメージ

第6章 公共施設の統合整備

公共施設については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、市域全体のバランス及び地域の特殊性、適正配置、さらには財政事情などを考慮しながら、逐次、統合整備を図っていきます。

統合整備の検討にあたっては、行財政運営の効率化はもとより、現公共的施設の有効利用・相互利用などを総合的に勘案し、住民サービスの低下を招かないよう配慮するものとします。

なお、編入される町の旧役場等については、必要な機能の整備を図ることで、住民サービスの低下を招かないように十分配慮します。

第7章 新市における県事業の推進

新市は、岐阜県の合併市町村支援交付金等による財政的支援、次に掲載する事業の実施など、岐阜県の施策を生かしつつ、まちづくりを進めます。

番号	事業名	部局名
1	公共 道路改築事業 (主)岐阜美濃線 岐阜市溝口～長良古津	岐阜建設事務所
2	県単 地方特定道路整備事業 (主)岐阜大野線 岐阜市折立	〃
3	公共 地方道路交付金事業 (主)川島三輪線 岐阜市三輪	〃
4	公共 地方道路交付金事業 (一)岐阜羽島線 岐阜市茜部	〃
5	公共 地方道路交付金事業 (一)上白金真砂線 岐阜市町屋	〃
6	公共 地方道路交付金事業 (主)岐阜南濃線 柳津町丸野	〃
7	県単 道路改良事業 (主)関本巣線 岐阜市太郎丸	〃
8	県単 道路改良事業 (一)穂積合渡岐阜線 岐阜市東島	〃
9	公共交通安全施設等整備事業 (国)157号 岐阜市加納地区	〃
10	公共交通安全施設等整備事業 (主)岐阜巣南大野線 岐阜市本郷地区	〃
11	公共 広域基幹河川改修事業(板屋川)	〃
12	公共 広域一般河川改修事業(伊自良川)	〃
13	公共 広域基幹河川改修事業(石田川)	〃
14	公共 広域基幹河川改修事業(長良川)	〃
15	公共 広域基幹河川改修事業(荒田川)	〃
16	公共 総合治水対策特定河川事業(境川)	〃
17	公共 統合河川整備事業(大江川)	〃
18	公共 流域貯留浸透事業(県立岐阜病院)	〃
19	公共 急傾斜地崩壊対策事業	〃
20	公共 通常砂防事業	〃
21	公共 街路事業 (長良古津橋線)	〃
22	公共 街路事業 (新所平島線)	〃
23	県単 街路事業 (柳津日置江線)	〃
24	公共 街路事業 (結節点改築)	〃
25	名鉄名古屋本線連続立体交差事業	岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所
26	県営ため池等整備事業 諏訪山(岐阜市)	岐阜地域農山村整備事務所
27	県営ふるさと農道緊急整備事業(岐阜市)	〃
28	県営かんがい排水事業 中濃(岐阜市)	〃
29	国営付帯県営農地防災事業 羽島2期(岐阜市)	〃

3 0	” ” (柳津町)	”
3 1	” 羽島 3 期(岐阜市)	”
3 2	” ” (柳津町)	”
3 3	地域用水環境整備事業 羽島用水 2 期(柳津町)	”
3 4	地域用水環境整備事業 羽島用水 5 期(柳津町)	”
3 5	地域防災対策総合治山事業 (岐阜市)	”
3 6	県立岐阜病院再整備事業	健康局

第8章 財政計画

新市の財政を取り巻く環境は、厳しい経済情勢が続くなか、地方行財政制度の見直しが図られつつあるなど、予断を許さない状況が続いています。

新市では、自主財源の根幹である市税をはじめとする安定した財源を確保することにより、財政基盤の確立に努めるとともに、経常的経費の抑制や財源の効果的配分による財政支出の効率化を進め、最小の経費で最大の効果を挙げることを基本に計画的な財政運営を推進します。

この財政計画は、新市建設計画の計画期間を平成32年度までに延長するにあたり、過去の実績や経済情勢、人口推移等を勘案して、新市の合併後15年間について、普通会計ベースで作成したものです。なお、平成18年度から平成26年度までは決算額としています。

作成にあたっては、今後も健全な財政運営を行うことを基本に、第5章「新市の施策」に基づく主要事業、合併調整方針に基づく行政サービス、合併に伴う主な経費の削減等を反映させるとともに、合併特例債等の国や県の財政支援措置を勘案しています。

(1) 設定条件

推計を行うにあたっては、平成26年度までの決算額等を基礎数値とし、現行の法制度を基本に前提条件を設定しました。主な前提条件は以下のとおりです。

なお、歳入・歳出両面において、平成29年4月からの消費税率10%への引き上げによる影響を加味しています。

(歳入)

①市税（地方税）

過去の実績や今後の経済見通しを踏まえ、現行制度を基本に推計しています。

②地方交付税（普通交付税、特別交付税）

現行の交付税制度に基づき、普通交付税における算定の特例（合併算定替）により算出した上で、合併特例債の元利償還金に係る交付税措置などの財政支援措置を見込んで推計しています。

③国・県からの交付金・補助金（国庫支出金、県支出金等）

国庫支出金や県支出金については、過去の実績の推移等を踏まえて推計しています。

④市債（地方債）

新市建設計画の事業実施に伴う合併特例債や通常の事業債などの発行分を見込んで推計しています。

⑤その他

その他の歳入については、過去の実績の推移などを踏まえて推計しています。

(歳出)

①人件費

職員定数計画による職員数の適正化などを見込んで推計しています。

②扶助費

過去の実績の推移を踏まえ、推計しています。

③公債費

平成 26 年度までの市債の元利償還金を算出した上で、平成 27 年度以降の新市建設計画に基づく事業などの実施に伴う合併特例債や新たな市債の元利償還金を加算して推計しています。

④その他消費的経費（物件費、維持補修費、補助費等）

過去の実績の推移等を踏まえ、推計しています。

⑤投資的経費（普通建設事業費）

新市建設計画に基づく事業及びその他の普通建設事業費を見込んで推計しています。

⑥その他（積立金、投資・出資・貸付金、繰出金）

積立金については、新市建設計画に基づく事業や将来の財政需要に備えるための基金への積立を見込んで推計しています。

その他の歳出については、過去の実績の推移などを踏まえて推計しています。

(2) 財政計画

①歳入（15年間の合計）

歳入

単位：百万円

区分	15年間の合計金額	備考
市税	979,564	地方税
地方交付税	161,566	普通交付税、特別交付税
国・県からの交付金・補助金	536,985	地方消費税交付金、地方特例交付金、国庫支出金、 国有提供交付金、県支出金
市債	179,705	地方債
その他	342,982	地方譲与税、分担金・負担金・使用料、手数料他
歳入合計	2,200,802	

②歳出（15年間の合計）

歳出

単位：百万円

区分	15年間の合計金額	備考
人件費	403,805	
扶助費	463,679	
公債費	209,781	
その他消費的経費	437,940	物件費、維持補修費、補助費等
投資的経費	293,525	普通建設事業費
その他	392,402	積立金、投資・出資・貸付金、繰出金
歳出合計	2,201,132	

(3) 年度別財政計画

歳入

単位:百万円

	年度別決算額										年度別計画額							15年間の 合計
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成18～26年度合計	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成27～32年度合計	
地方 税	63,643	67,063	68,912	64,870	64,133	65,131	64,943	64,977	65,973	589,645	65,340	65,047	64,984	64,918	64,859	64,771	389,919	979,564
地方 譲与 税	4,097	1,497	1,438	1,260	1,226	1,194	1,119	1,065	1,020	13,916	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020	6,120	20,036
利子割 交付金	243	309	317	278	251	247	170	178	138	2,131	138	138	138	138	138	138	828	2,959
配当割 交付金	240	271	110	87	108	119	127	243	417	1,722	262	262	262	262	262	262	1,572	3,294
株式等譲渡所得割交付	206	174	47	39	32	26	30	388	202	1,144	136	136	136	136	136	136	816	1,960
地方消費 税 交付金	4,305	4,287	3,937	4,096	4,089	4,113	4,134	4,099	4,914	37,974	6,968	6,968	7,788	9,018	9,018	9,018	48,778	86,752
ゴルフ場利用 税 交付金	21	24	26	26	23	22	19	17	17	195	17	17	17	17	17	17	102	297
軽油・自動車 交付金	848	804	710	388	349	268	378	337	120	4,202	120	120	0	0	0	0	240	4,442
地方 特例 交付金	1,852	476	807	791	667	586	231	227	223	5,860	223	223	223	223	223	223	1,338	7,198
地方 交付 税	9,905	8,972	9,149	9,424	13,704	13,173	13,514	12,142	11,962	101,945	11,006	10,422	10,087	9,450	9,447	9,209	59,621	161,566
交通安全 交付金	112	110	99	99	95	95	93	88	77	868	77	77	77	77	77	77	462	1,330
分担金・負担金	1,311	1,391	1,569	1,566	1,555	1,601	1,672	1,643	1,709	14,017	1,709	1,709	1,709	1,709	1,709	1,709	10,254	24,271
使用 料	3,604	3,645	3,536	3,274	3,159	3,195	3,129	3,096	3,152	29,790	3,152	3,152	3,210	3,210	3,210	3,210	19,144	48,934
手 数 料	736	736	684	659	628	588	597	636	585	5,849	585	585	589	589	589	589	3,526	9,375
国庫 支出 金	13,340	14,161	21,198	18,708	24,024	24,047	21,733	24,161	25,566	186,938	23,943	23,848	24,116	24,315	24,525	24,731	145,478	332,416
国有 提供 交付金	7	7	7	6	6	6	6	6	6	57	6	6	6	6	6	6	36	93
県 支出 金	6,246	6,574	6,359	7,119	7,195	8,377	7,699	7,275	7,489	64,333	7,485	7,536	7,634	7,735	7,848	7,955	46,193	110,526
財 産 収 入	450	412	603	273	252	270	230	326	278	3,094	278	278	278	278	278	278	1,668	4,762
寄 附 金	34	141	151	172	110	21	167	218	91	1,105	121	121	121	121	121	121	726	1,831
繰 入 金	971	1,713	1,186	2,213	1,580	1,244	1,074	4,491	2,640	17,112	2,580	2,457	3,302	4,272	5,972	5,047	23,630	40,742
諸 収 入	10,947	10,691	10,716	12,223	13,690	13,997	12,827	11,527	11,733	108,351	11,733	11,733	11,733	11,733	11,733	11,733	70,398	178,749
地 方 債	7,483	7,157	7,649	12,536	15,732	13,393	10,823	12,049	13,670	100,492	11,583	11,949	11,904	13,539	15,151	15,087	79,213	179,705
歳 入 合 計	130,601	130,615	139,210	140,107	152,608	151,713	144,715	149,189	151,982	1,290,740	148,482	147,804	149,334	152,766	156,339	155,337	910,062	2,200,802

歳出

	年度別決算額										年度別計画額							15年間の 合計
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成18～26年度合計	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成27～32年度合計	
人 件 費	30,139	31,584	30,246	28,620	28,084	27,206	26,139	25,131	25,190	252,339	25,476	25,887	25,316	24,991	25,032	24,764	151,466	403,805
扶 助 費	18,824	20,071	20,843	23,104	30,360	33,341	33,154	33,509	35,664	248,870	35,343	35,140	35,513	35,889	36,270	36,654	214,809	463,679
公 債 費	15,990	15,757	15,661	15,052	14,475	14,155	13,505	13,037	13,912	131,544	12,760	13,330	13,446	12,956	12,888	12,857	78,237	209,781
物 件 費	14,496	15,268	15,551	18,246	17,938	18,893	19,422	18,424	19,006	157,244	19,006	19,006	19,358	19,358	19,358	19,358	115,444	272,688
維持補修 費	1,176	1,190	1,243	1,286	1,240	990	893	954	977	9,949	977	977	995	995	995	995	5,934	15,883
補 助 費 等	8,587	8,890	9,594	16,698	9,127	9,764	9,468	9,656	9,985	91,769	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	57,600	149,369
積 立 金	1,212	154	390	314	7,650	4,049	3,196	4,060	3,556	24,581	4,500	3,195	2,841	3,280	2,818	2,500	19,134	43,715
投資・出資・貸付金	9,164	8,852	8,931	10,517	11,829	11,782	10,625	9,309	9,526	90,535	9,526	9,526	9,526	9,526	9,526	9,526	57,156	147,691
繰 出 金	10,623	10,802	11,543	12,010	12,346	12,825	13,170	13,662	14,055	111,036	13,869	14,294	14,737	15,199	15,680	16,181	89,960	200,996
投資的 経費	19,718	20,216	17,879	20,790	19,042	18,106	14,720	19,573	23,159	173,203	17,425	16,849	18,002	20,972	24,172	22,902	120,322	293,525
歳 出 合 計	129,929	132,784	131,881	146,637	152,091	151,111	144,292	147,315	155,030	1,291,070	148,482	147,804	149,334	152,766	156,339	155,337	910,062	2,201,132